

令和元年6月25日現在

機関番号：34406

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13330

研究課題名（和文）親密圏における個の再発見と保護法理の抜本的見直し - 家族法における家族解体の試み -

研究課題名（英文）Reclaiming the Individual in the Intimate Relationships and Revising Legal Principles: An Attempt to Deconstruct the Family in the Family Law

研究代表者

高田 恭子 (TAKADA, Kyoko)

大阪工業大学・知的財産学部・准教授

研究者番号：70569722

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：現行家族法の原理や解釈を検討すると、家族の実態やニーズに法は対応できておらず、規範的に作用する「家族モデル」が、ジェンダーの差異に基づく様々な差別を再生産していることがわかる。多様な家族の実態と、家族の中の個人を捉えて現行法の課題を検討した結果、否定的な結果をもたらすような家族規範を取り除いていく必要性が認められた。こうしたことからを念頭に家族法の役割を再考し、暴力から家族の中の個人を保護し、適切なケアを補助することこそがその重要な役割であるという結論を導き出すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

離婚件数やひとり親家庭の高い割合、生涯未婚率の増加、グローバル化に伴う国際結婚の増加、性的マイノリティの人々の可視化は、社会における多様な家族の現実を示している。そのような中で、子どもの貧困、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護、子どもの社会的養護など、多くの社会的課題は家族がベースとなっている。本研究では、これらの現代的課題が、家族法のあり方そのものにあると仮説を立て、現行法を多角的に再検討することで、家族法の原理そのものを根本的に考え直す必要があることを明らかにした。多様化する家族に対応し、課題解決型の家族法へと展開する家族法原理のあり方を提示したものでありその意義は大きい。

研究成果の概要（英文）：Our examination of current legal principles and interpretations of the family law indicates that the legal system has failed to respond to reality and needs of families, that is to say the “family model” which operates as norms reproduces various forms of gender-based discrimination. Our examination of diverse forms of families and the lack of considering the individual in the family law also suggest the necessity of reducing such normative views that influence the families rather negatively. By revising the roles of the family law, we conclude that they should protect individuals from family violence and provide an appropriate care.

研究分野：民法

キーワード：家族法 家族モデル 子ども 婚姻 離婚 扶養 性的マイノリティ 相続

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

高止まりする離婚件数、ひとり親家庭の高い割合、生涯未婚率の増加、グローバル化に伴う国際結婚の増加、性的マイノリティの人々の可視化は、社会における多様な家族の現実を示している。そのような中で、子どもの貧困、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護、生殖補助医療のあり方など、多くの社会的課題が家族をベースに発生している。家族やカップル形態の多様化が進む現在においてさえ、さまざまな社会問題に対する政策的な取組みが、夫婦と子どもという「家族モデル」を前面に押し出してなされ、ジェンダーを含む様々な差別を再生産してきた。人々は家族規範を内面化して個人を埋没化させ、社会的責務を一定の個人に対して過度に負わせるだけでなく、「家族モデル」に該当しない「非規範的家族」やその中の個人を社会的に排除する結果が導かれてきたのではないだろうか。そこでは、家族法が家族という集団の中の「個人」をどのように捉え保護していくかということが根本的課題になると思われた。そこで、本研究では、現代的問題の原因や解決の行き詰まりが、現行家族法のあり方そのものにあると仮説を立てて、現行法を多角的に再検討することで、多様な家族とそのニーズに対応できる家族法のあり方を模索できると考えた。

2. 研究の目的

現行家族法は現代的ニーズに対応できていない。いく度となく大幅な改正が検討・提案されてきたが、それらは全て、家族法を原理から問うものではなかった。社会学や哲学で分析されてきた現代社会における家族の実態および埋没しがちな個人への問いを真正面から受け止め、強制規範としての家族法のあり方を根本的に問う必要がある。本研究では、「近代家族モデル」を前提とする家族法の根本的原理を批判的に再検討し、「家族規範」を排除し「個人の尊厳」に立脚した新たな基本原理を模索することをその目的とした。

3. 研究の方法

家族法における領域の夫婦、親子、扶養の領域を、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、貧困、社会的養護、多様な形態における家族形成のあり方などの問題に特に焦点をあてて、次の方法で研究を進めた。

第1に、本研究が出发点とする「家族規範」への批判を確認するため、法哲学、社会学、文学の領域で提示されてきた日本における家族の実態とそれに対する問いをとりまとめることを目的として、他の領域（政治学、社会学など）から研究者を招聘して議論し、意見を取り入れた。第2に、これまでの日本の家族法領域の各課題（DV被害者の保護、養育費・面会交流、親権のあり方、里親制度、同性婚など）の研究の蓄積をいかしつつ、各担当分野の立法過程や判例の先行研究を整理し、日本家族法が前提とする「家族モデル」およびそこから導かれる規範を検討し、現行法の課題を明確にした。第3に、比較法研究として、各研究メンバーの研究対象国の文献研究をするとともに、実地調査を実施して各国におけるその実態を加味して、新たな家族法原理のあり方を、外国法における家族法の展開を検討するにより模索した。最後に、各研究担当者の研究内容を、研究メンバーによる定期的な研究会で検討し、ワークショップや公開研究会でさらに考察を深めた。

4. 研究成果

第1に、現行家族法の原理や解釈を検討し、法哲学、社会学、文学の領域で提示されてきた日本における家族の実態とそれに対する問いを検証し、あわせて、他の領域（政治学、社会学など）から研究者を招聘して議論することにより、現行法が、家族の実態やニーズに対応できておらず、規範的に作用する「家族モデル」が、ジェンダーの差異に基づく様々な差別を再生産していることを確認することができた。第1点目の主な研究成果は次の通りである。まず、社会還元の一環として、岡野八代（同志社大学）をゲストとして公開研究会「家族はなぜ必要か？『家族規範』の批判的再考」（同志社大学、2016年8月）を開催した。また、学術大会におけるワークショップに他分野の研究者を招聘して議論を深めた。日本女性学術大会にてワークショップ「法的保護を受けない『家族』を考えるー多様な家族の保護を目指してー」（企画者：高田恭子、中京大学、2017年6月）では、ゲストとして社会学の青山薫（神戸大学）、実務家の山崎新（弁護士）、法哲学の井上匡子（神奈川大学）を、最終の公開研究会「非規範的家族と子どもー家族の繋がり」と法のあり方を考えるー」（大阪工業大学、2019年1月）では、家族社会学の牟田和恵（大阪大学）を招聘して議論することができた。判例にみる「家族規範」については、日本女性学会学術大会の個別報告「判例にみる家族規範と女性差別ー平成27年大法廷判決（女性再婚禁止期間、夫婦同姓）からー」で発表し（高田恭子、明治大学、2016年6月）、ニーズに対応していない法を明らかにする研究として、ジェンダー法学会学術大ワークショップ「『変わる家族』に家族法は対応できているかー離婚後に生じる問題を中心にー」（企画者：松村歌子、立命館大学、2016年12月）を開催し、「家族モデル」およびそれが作り出す規範の問題点を明らかにした。

第2に、現行家族法における「家族」として保護される境界を、非規範的家族の法的家族への包摂のあり方を分析することにより明らかにした。日本の判例を詳細に検討すると、非規範的家族の家族法への包摂の限界が「公序」として発現し、その背景に社会の中の「家族規範」が深く影響を与えていることが分かった。この研究の成果報告およびさらなる検討のため、日

本女性学術大会にてワークショップ「法的保護を受けない『家族』を考えるー多様な家族の保護を目指してー」(企画者:高田恭子, 中京大学, 2017年)を開催し, 法的境界のあり方を多角的に検討した。多様な家族の実態と, 家族の中の個人を捉えて現行法の課題を考察した結果, 否定的な結果をもたらすような家族規範を取り除いていく必要性が認められた。

上記に示した2つのことがらを念頭に, 家族法の役割を, 比較法研究の成果を加味して再考した。ニュージーランドにおける多様なカップル形態を認める中での親子関係設立の法的枠組みや, 英国における多様な家族形態のあり方から学び, 法的境界の設定における多様な包摂の手法を提示することができた。多様な家族の実態と埋没しがちな個人を真正面から受け止め, 家族法のあり方を根本的に問うと, ネガティブに作用する家族規範を排除し「個人の尊厳」に立脚した法を実現する必要性や, 規範の中の公序を問いただし, 家族法が規律すべき事柄を抜本的に見直す必要性が認められた。これまでの内容を考察すると, 家族のニーズにあわせて親密な関係を幅広くカバーし, 家族という集団の中で埋没しがちな弱者である個人を保護することが, 法の役割の中心になるべきであると思われる。本研究で明らかにした以上の内容を, 各研究メンバーのそれぞれの研究領域においてとりまとめ, 学会や研究会, 論文にて発表した。本研究の直接の成果として, 高田恭子『『家族』の法的境界と新しい家族法原理の可能性ー英国における家族司法制度改革の分析からー』(ジェンダー法研究5号, 信山社, 2018)がある。

最後に, 本研究の最終成果を社会還元することを目的として, 家族社会学の牟田和恵(大阪大学)および子ども支援を行うNPO法人ウィーズの光本歩をゲストに迎え, 公開研究会「非規範的家族と子どもー家族の繋がりとは法のあり方を考えるー」を開催した(大阪工業大学, 2019年1月)。本公開研究会では, 多様な家族形成における子どもの出自を知る権利や, 子どもを巡り多層的に関わるひとびとの調整について, 子どもの権利の観点から考察される必要性があることを明らかにすることができた。また, ゲストからのコメントや他分野および実務家の参加者の意見から, 今後の検討課題を明らかにすることができた。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計9件)

- ① 高田恭子, 『『家族』の法的境界と新しい家族法原理の可能性ー英国における家族司法制度改革の分析からー』, ジェンダー法研究(信山社), 依頼原稿, 査読無, 5号, pp. 1-50, 2018年。
- ② 立石直子, 「性の多様性と親子観の相対化:里親・生殖補助医療などの視点から」, 関西学院大学法政学会法と政治, 査読無, 62巻2号, pp. 1033-1056, 2018年。
- ③ 立石直子, 「オーストラリアにおける性の多様性に関する近年の動向と考察」ジェンダー法研究(信山社), 依頼原稿, 査読無, 5号, pp. 123-136, 2018年。
- ④ 梅澤彩, 「特別養子縁組法制の再検討ー子の福祉の観点からー」, 社会と倫理, 依頼原稿, 査読無, 33号, pp. 103-117, 2018年。
- ⑤ 松村歌子, 『『住まい』の視点からみたDV保護命令と被害者支援』, 亜細亜女性法学, 査読有, 21号, pp. 92-118, 2018年。
- ⑥ 松村歌子, 「学校現場における性的マイノリティの児童生徒をめぐる課題」, ジェンダー法研究(信山社), 依頼原稿, 査読無, 5号, pp. 137-154, 2018年。
- ⑦ 立石直子, 「受刑中の親を持つ子どもの問題:子どもの困難と親との法的関係」, 法律時報, 依頼原稿, 査読無, 86-6巻, pp. 82-84, 2017年。
- ⑧ 梅澤彩, 清末愛砂, 「ニュージーランド家族司法改革の現況と課題に関する調査報告ー新制度導入から3年を経てー」, 戸籍時報, 依頼原稿, 査読無, 756号, pp. 38-43, 2017年。
- ⑨ 松村歌子, 「DV被害者支援につながる加害者への働きかけをどう行うか」, 亜細亜女性法学, 査読有, 20巻, pp. 61-82, 2017年。
- ⑩ 高田恭子, 「面会交流の法的性質ー英国における司法手続きの分析からー」, 立命館法学, 査読無, 第5・6号, pp. 364-393, 2016年。

[学会発表](計16件)

- ① TAKADA Kyoko, For the Best Interest of the Child? : Family Norms and the Child Contact Legal System, The 11th East Asian Conference on Philosophy of Law, Hong Kong (国際学会), 2018.
- ② MATSUMURA Utako, The Problem and the possibility of DV batterers program, The 11th East Asian Conference on Philosophy of Law, Hong Kong (国際学会), 2018.
- ③ KIYOSUE Aisa, Re-activating the Meaning of Article 24 of the Constitution of Japan-Seeing for Elimination of Subordinate Relations and Gender-based Violence at Home, The 11th East Asian Conference on Philosophy of Law, Hong Kong (国際学会), 2018.
- ④ 松村歌子, カナダにおけるDVの再加害防止に向けた取組み, 分科会「DVの再加害を防止するために何が必要かーカナダ, シンガポールにおける取組みを手掛かりに」, 日本司法福祉学会第19回学術大会, 2018年。
- ⑤ MATSUMURA Utako, DV Protection Order and the meaning of 'housing', 亜細亜女性法学会2018年シンポジウム, Korea (国際学会), 2018.

- ⑥ TAKADA Kyoko, KIYOSUE Aisa, Considering the New Family Norms from Feminist Perspectives: Examining Child Contact in Japan, International Society of Family Law 2017, Amsterdam (国際学会), 2017.
- ⑦ MATSUMURA Utako, How do we outreach of perpetrators for the support of DV victims?, 亜細亜女性法学会 2017 年シンポジウム, Korea (国際学会), 2017.
- ⑧ KIYOSUE Aisa, Dealing with the Legal Obstacles Against Aged Survivors of Domestic Violence in Japan, Network of Women's Shelters (ANWS) Conference on Continental Shifts in Shelter Management, Taiwan (国際学会), 2017.
- ⑨ 高田恭子, 「家族」の法的境界と新しい家族法原理の可能性—英国における家族司法制度改革の分析から—, 個別報告, ジェンダー法学会, 2017 年。
- ⑩ 高田恭子, 法にみる「家族」の境界—包摂の限界と課題—, ワークショップ「法的保護を受けない『家族』を考える—多様な家族の保護を目指して—», 日本女性学会, 2017 年。
- ⑪ 梅澤彩, ニュージーランドにおける家族形成の多様化と法的保護, ワークショップ「法的保護を受けない『家族』を考える—多様な家族の保護を目指して—», 日本女性学会, 2017 年。
- ⑫ 松村歌子, ニュージーランドにおけるファミリー・バイオレンスと家族司法制度, 分科会「家族紛争解決手続きの多様化とその課題～ニュージーランドの新たな取組み (FDR・DV 法制) を手掛かりに」, 司法福祉学会, 2017 年。
- ⑬ 清末愛砂, FDR (家族紛争解決サービス) と民営化—制度的な枠組みを中心に—, 分科会「家族紛争解決手続きの多様化とその課題～ニュージーランドの新たな取組み (FDR・DV 法制) を手掛かりに」, 司法福祉学会, 2017 年。
- ⑭ 松村歌子, 立石直子, 梅澤彩, 清末愛砂, 李妍淑, 「変わる家族」に家族法は対応できているか～離婚後に生じる問題を中心に, ワークショップ, ジェンダー法学会, 2016 年。
- ⑮ 高田恭子, 判例にみる家族規範と女性差別～平成 27 年大法廷判決 (女性再婚禁止期間, 夫婦同性) ～, 個別報告, 女性学会, 2016 年。
- ⑯ 高田恭子, 面会交流の法的性質とあるべき制度—英国における司法手続きおよび当事者支援の分析から—, 個別報告, ジェンダー法学会, 2016 年。

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：立石 直子
 ローマ字氏名：TATEISHI, Naoko
 所属研究機関名：岐阜大学
 部局名：地域科学部
 職名：准教授
 研究者番号 (8 桁)：0036912

研究分担者氏名：梅澤 彩
 ローマ字氏名：UMEZAWA, Aya
 所属研究機関名：熊本大学
 部局名：熊本創生推進機構
 職名：准教授
 研究者番号 (8 桁)：90454347

研究分担者氏名：松村 歌子
 ローマ字氏名：MATSUMURA, Utako
 所属研究機関名：関西福祉科学大学
 部局名：健康福祉学部
 職名：准教授
 研究者番号 (8 桁)：60434875

研究分担者氏名：清末 愛砂
 ローマ字氏名：KIYOSUE, Aisa
 所属研究機関名：室蘭工業大学
 部局名：工学研究科
 職名：准教授
 研究者番号 (8 桁)：00432427

研究分担者氏名：李 妍淑
ローマ字氏名：LI, Yanshu
所属研究機関名：北海道大学
部局名：アイヌ・先住民研究センター
職名：博士研究員
研究者番号 (8 桁)：90635129

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：山崎 新
所属研究機関名：アイリス法律事務所
職名：弁護士
ローマ字氏名：YAMAZAKI, Arata

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。